

第9回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 参考資料

第8回会合の主な意見

2024年6月17日
事務局

議題1 諸外国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス制度

<質疑応答における意見>

- ドイツについて、ユニバーサルサービス提供事業者を行政が強制的に指定する枠組みだとしたら、特殊会社以外の法人の営業の自由に関わる問題であるところ、制約法理や議論の状況、憲法上の理念が異なるので、日本の制度と同じ土俵で議論してはいけない。(林構成員)

議題2 関係事業者（NTT）へのヒアリング

<関係事業者（NTT）プレゼンにおける意見>

● 電話のユニバーサルサービスについて

- 当社が第6回会合で提案した各パターンのいずれにおいても0ABJ番号での固定電話の利用は可能であり、メタル設備を用いた固定電話をご利用のお客様に対して、順次、代替サービスへの移行勧奨を実施していく。また、パターン②と④は無線を活用することで、追加コストなく居住エリアの屋外でも0A0番号が使える環境を同時に実現可能。
- 固定ブロードバンドのニーズがある場合は、引き続き、固定ブロードバンドの付加サービスとしてのひかり電話へ移行することも可能。
- 2035年頃を目途としているメタル設備の縮退を進めるに当たっては、加入電話をご利用中のお客様にご不便をおかけしないよう、移転等の申込を契機とした移行勧奨から、段階的にエリア単位での移行を実施することを検討しているが、円滑かつ効率的にサービス移行を実施するためには、代替サービスの早期確定が必要。
- コストミナムなユニバーサルサービスを実現する上では、移行先のサービスとしてモバイル網固定電話も対象となるよう、品質基準の緩和を検討することが必要。
- メタル縮退の過程における収支については、現在の加入電話はユーザが減っていくに従い赤字額が拡大していくが、早い段階から加入電話を採算性に優れた代替サービスへ移行していくことで、収支改善が図られ、赤字額が減少することが期待される。
- メタル縮退までの移行期（～2035年度）においては、引き続きメタルによる加入電話を提供していくことから、それまでの間は、メタルを対象とした交付金制度を維持していただきたい。
- 新たな電話のユニバーサルサービス制度における交付金については、今後のユニバーサルサービスの在り方の議論で結論を出した上で、その結果を踏まえて、必要十分かつ過大でない制度とすることが必要であり、国民負担とのバランスを考慮しつつ、慎重に検討していくべき。

● ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

- ブロードバンドの交付金制度については、世帯カバー率100%の実現を前提とすべきであり、光提供済みエリアでは、現在、制度設計が進められている交付金制度を最大限活用し、既存事業者がサステナブルにサービスを継続できるようにし、光未提供エリアについては、当該エリアで最も効率的に提供可能な事業者が提供主体となることでコストミナムを実現するような制度とすべき。
- 最も適した事業者が提供できない、又は撤退せざるを得ないエリアでNTT東西が最終保障提供責務を担う場合は、当該事業者の設備のうち利用可能なものを借り受ける等、コストミナムな方法を極力志向しつつ、なお生じる赤字については必要かつ十分な補填がなされることを前提としていただきたい。

議題2 関係事業者（NTT）へのヒアリング

<関係事業者（NTT）プレゼンにおける意見>（前頁の続き）

● ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

- 現在検討中の制度では、「一般支援区域」や「支援区域外の区域」の中で未提供となっているエリアにおいて新規整備した場合、交付金で補填されない可能性があることから、当該エリアについても特別支援区域と同様に交付金の対象としていただきたい。

<関係事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>

● 円滑なメタル設備の縮退について

- 2035年に想定される500万人の固定電話の利用者を移行できるかは未知数であり、NTTにおいて具体的な移行計画を早急に策定し、総務省においてマイグレ委員会（電話網移行円滑化委員会）のように進捗を検証する仕組みが必要。（林構成員、関口構成員）
- 移行ペースについて、お客様の反動によっては、思い通りにいかないところがあり得るため、計画策定し、モニタリングをして進めていくことは必要と考える。ただしユーザーは減っていくサービスのため、モニタリングや移行計画の提出は、過度な負担にならない範囲とするよう工夫いただきたい。（NTT）
- NTTは、2030年前後から、エリア単位での面的な移行を進めると説明しているが、移行先のサービスをあまり知らない人に対して単に勧奨するだけで移行は進まず、個別の家庭への説明等も必要になり、それにはコストもかかる。（藤井構成員）
- 面的な移行については、代替サービスを丁寧に説明できる体制が必要。NTT東西は全国に営業体制を備えており、その体制を活用して周知を行い、代替サービスに関する説明をきちんと行った上で、移行を完了させていきたい。現在の試算では、周知に関する具体的な稼働や労務費などは含んでいないが、今後移行プランを具体化する中で考えていきたい。（NTT）
- PSTNマイグレーションの際にも様々な障害により、予定通りに進まないケースがあった。移行に対応する利用者側のコスト、説得等のためのコスト、進捗確認等にかかる行政コストなど、数値化は難しいが、提供側のコスト以外も考慮に入れるべき。（若林構成員）
- メタル固定電話からの移行が虫食い状に進むか、エリア単位で移行していくかでメタル設備の残り方が異なり、赤字額も大きく変動しうる。（岡田構成員）
- メタル縮退までの収支の試算の詳細の根拠が示されておらず、信頼性に疑念がある。（三友主査）
- 固定電話の利用者数は、デジタル田園都市国家構想の光世帯カバー率99.9%の目標達成により光回線電話等が伸長することも踏まえ試算すべき。（KDDI）
- モバイル網固定電話の現状の契約数に鑑みて、2035年頃までに500万人が代替サービスに移行するのは困難であり、計画に無理がある（関口構成員）

● メタル固定電話の代替サービスについて

- メタル縮退の動きの中で、ユーザーがサービスを選ぶ自由に配慮すべき。モバイル網固定電話があるからといって既存サービスが使えないことを簡単に理解できるわけでもないの、まずはメタル縮退を広く発信し、代替サービスを示し、ユーザー側で選択していくという形にすべき。（長田構成員）
- 固定電話ユーザーの移行先の一つとして、NTT東西が提供するワイヤレス固定電話を勧めれば移行がスムーズになると考えられる。また、モバイル網固定電話への移行にあたっては、詐欺の発生も懸念されるため、よく検討する必要がある。（藤井構成員）

議題2 関係事業者（NTT）へのヒアリング

＜関係事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見＞（前頁の続き）

● **メタル固定電話の代替サービスについて**

- 令和4年2月15日のユニバーサルサービス政策委員会 第25回会合におけるNTT東西の発表資料では、ワイヤレス固定電話の対象エリアは13万回線となり、1,360万回線の加入電話回線全体のうち、1%はワイヤレス固定電話で提供するという計画が述べられている。（関口構成員）
- メタル固定電話から別サービスに移行する利用者の受入れ先がMNOのサービスのみであると、引越しによっても電波状況も変わり、適切なサービスを選ぶためユーザー自身での確認や手続が必要なので、NTT東西がNTT東西のブランド名においてモバイル網固定電話を提供することも一案。（相田構成員）
- NTT東西のワイヤレス固定電話に求められる技術水準がモバイル網固定電話と同水準に下がれば、現在のワイヤレス固定電話を提供するよりも提供コストは下がるが、既にビジネスベースでMNOにより提供されているものをNTT東西のサービスとして作り直すと、開発をし直すことになるため、MNOと同じ水準で提供するのは困難。また、提供するサービスがモバイル網固定電話と同じなのであれば、MNOがモバイル網固定電話として提供の方が最も簡便であり、低コストで済む方法と考える。なお、移行先がMNOのモバイル網固定電話であった場合でもサービスについてしっかり説明するほか、各MNOの合意が得られれば、MNOのサービスをお客様にご提案した上で、取次ぎ、契約までスムーズに完了できるような業務フローを作ることも可能。（NTT）
- 仮にモバイル網固定電話をご利用中のお客様が移転された場合であっても、引き続き、NTT東西にお問い合わせ・お申し込みを頂き、対応・取次ぎするスキームは作れると考える。NTT東西自体がモバイル網固定電話を提供することについては、卸による中間コストが発生することとユーザの利便性のバランスを踏まえて、慎重に検討する必要がある。（NTT）

● **電話のユニバーサルサービス制度について**

- NTTは、MNOの未カバーエリアについて、ユニバーサルサービスに基づく義務を課すことを主張しているが、本来、未カバーエリアの解消は、電波の割当て等を通じて電波法の枠組みの中で対処されるべきものであり、そのために国民負担が増えるのも懸念。（関口構成員、林構成員）
- 電話のユニバーサルサービス制度は赤字補填のためにできたものであり、現状、モバイル事業者の黒字幅はかなり大きいため、国民負担を求めることは理解され難い。他の電波政策等の手段もあり、ユニバーサルサービス制度で補填することは困難。（春日構成員）
- 仮に、2035年には全ての固定電話ユーザーがモバイル網固定電話に移行すると考えると、民間企業として任意に事業展開するMNOにユニバーサルサービス責務を課すことはできないため、電話の交付金で補填すべき対象は存在しないのではないかと。（関口構成員）
- 代替サービスがまだ決まっていない状況における考え方を示したものであり、誰が担い手となるかについては別途議論が必要で、必ずしもMNOのエリア拡大を必須として交付金制度を提案したものではない。（NTT）
- NTTは、現行の交付金制度と、新たな対象役務や責務の在り方に基づいた交付金制度を併存させるべきと主張しているが、電話のユニバーサルサービスの在り方も定まっていない段階で新たな制度を議論することは時期尚早。（林構成員）
- メタル固定電話への交付金を継続すれば、メタルの円滑な巻き取りに支障をきたし得ることに留意が必要。（林構成員）
- 代替サービスに関する方向性が定まらないまま、交付金制度の具体的な制度設計を議論できないというご指摘はその通りだが、メタル縮退後の次世代の電話のサービスの提供のあり方について、ラストリゾート責務を含め、責任によって生じる赤字額がどのように扱われるのかがある程度判明しないと、その責務をどう評価すべきか、当社としても判断しかねる。（NTT）

議題2 関係事業者（NTT）へのヒアリング

<関係事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>（前頁の続き）

● ブロードバンドのユニバーサルサービスについて

- 自治体が地元のCATV事業者を整備してもらいたいと思っても、それにより事業者の経営が悪化するケースもある。地元事業者が提供した方が、離れた地域から設備を延伸してNTT東西が提供するよりはコストが減ることもあるため、地元事業者を圧迫させないように交付金制度を設計すべき。（砂田構成員）
- NTT以外の事業者が固定系サービスを提供する一般支援区域の中で、孤立して存在している未整備エリアに非常に長距離の回線を設置する場合は、NTT東西が対応する可能性もあるが、その場合には他事業者の固定系設備の共有や交付金の補填などの工夫を検討すべき。（関口構成員）

議題3 電話に関する検討課題について

● 検討の時間軸について

- 将来の技術動向がどうなっていくか見通しはつかないため、2035年は視野に入れつつも、メタル縮退の前半である2030年頃までを検討の射程とするのが適当であり、NTTから示された2035年メタル縮退以降の姿は、参考程度にとどめておくべき。（林構成員）
- 将来の技術動向によって代替サービス自体が変わることもあるが、2035年メタル縮退というゴールは決まっているため、それを視野に入れて考えないと、代替サービスは決まらず、NTTとしても縮退戦略を立てられない。（岡田構成員、砂田構成員）

● 固定電話の効率的な提供について

- 電話のユニバーサルサービスの効率的な維持のため、ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話を位置付けるべき。（岡田構成員、砂田構成員）
- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるならば、安定品質を加入電話と同等にする必要がある。（藤井構成員）
- メタル固定電話の代替サービスの選択肢を確保するため、ワイヤレス固定電話にかかる緊急通報等の基準の見直しを早期に行うべき。（岡田構成員）

● あまねく提供責務から最終保障提供責務への見直しについて

- メタル回線が残る地域に限り、業務区域の縮小を制限してあまねく提供を確保できれば、最終保障提供責務に見直すというハイブリッド型を採るのも一案。（林構成員）
- メタル回線が残る地域でのあまねく提供を確保するため、業務区域の変更届出に関して、町字単位での変更でも届出を必要とするとともに、メタル区域の場合には、総務省において利用者保護の観点で届出内容を確認するようにすべき。（林構成員）
- あまねく提供責務から最終保障提供責務に見直すべきであり、見直す際に課題となる空白期間の発生は、事前届出・事前周知の規制を設けることで、解消することが可能。（岡田構成員）
- 事業者が撤退する区域の消費者への事前周知については、相当に丁寧に実施する必要がある。（若林構成員）
- 最終保障提供責務に見直す際には、線路敷設基盤の維持・管理に関する規定が別途必要になる。（若林構成員）

議題3 電話に関する検討課題について

- **あまねく提供責務から最終保障提供責務への見直しについて（前頁の続き）**
- NTTが最終保障提供責務を担うということは、制度全体としては様々なサービス提供事業者がいる前提であることから、結果的に様々な事業者のサービスを組み合わせることが可能であり、お客様の移行先サービスの選択肢が広がり、そのような多様性が結果的にメタル縮退の円滑な移行に貢献することは考えられる。（NTT）

議題4 料金の低廉性確保に関する検討課題について

- **特定電気通信役務を対象としたプライスカップ制度について**
- 国民不可欠なサービスの低廉性を守るプライスカップ制度の考え方はいいが、実態としてより低い料金で提供され、赤字になっている。（相田主査代理）
- プライスカップ制度の上限を計算するのが技術的に難しくなっており、実体的にも制限していないため、抜本的な見直しが必要。（山内構成員、関口構成員）
- 上限価格を設定する必要性から根本的に見直すべき。（岡田構成員）
- 加入電話について、これまで通話料金の遠近格差があった中で、効用料金の考え方に基づき基本料金が級局別料金になっているが、PSTNマイグレーションに伴い通話料金が一律となった現在、結果的に、コストが高い地域の基本料金が安くなり、逆ざやになっていることをどう考えるべきか。（相田主査代理）
- 加入電話の基本料金は回線数が少ない田舎ほど低い構造だが、ユニバーサルサービスなので全国统一料金とすることも含め議論が必要。（林構成員）
- 加入電話の赤字の問題に向き合うのであれば、級局別料金をやめて、全国一律とする方法についても模索すべき。（KDDI）
- 現在の加入電話の料金構造を変更することは、メタル縮退時の消費者の選択にも大きな影響を与え得る。2035年メタル縮退が予定されている中で、この時期に変更することによる影響についてもよく考えるべき。（岡田構成員）
- メタル縮退が予定されている中で、加入電話に適用されている級局別料金に手を入れる価値がどれだけあるかも考える必要がある。（三友主査）
- **基礎的電気通信役務を対象とした料金規律について**
- 都市部を上回る料金設定を認めないことは適切だが、全国を一社で提供する事業者もいれば、電力系のように地域ごとに提供する業者もあり、全国を一社で提供する事業者は、地域別に競争への対応が必要になり得る。規律が柔軟性を欠くと困るため、制度設計では配慮が必要。（ソフトバンク）
- 基準とする都市部の料金水準は、プライスカップ制度の名残で残った料金ではなく、競争により落ち着いた価格であるべき。（ソフトバンク）